

佐渡市いじめ重大事態対応フロー図（令和6年度版）

重大事態とは…

- ① いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
(基準は欠席日数30日以上だが、2日連続欠席から委員会に報告するとともに、対応記録を確実に残す)
- ③ 児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合

